J-CEF NEWS

no.8

2015 AUTUMN

リレーエッセイ 18 歳選挙権実現。次の一手をどうするか。 / 森野宇宙(中央大学法学部 1 年) 実践事例紹介 若者が社会への影響力を高める実践 ~ スウェーデンの高校の学生自治会の取り組み~ / 両角達平(ストックホルム大学国際比較教育学修士課程) 書評 「育休世代」のジレンマ - 女性活用はなぜ失敗するのか? - (中野円佳 著) 水俣から福島へ - 公害の経験を共有する - (山田 真 著) / 辻 智子(北海道大学教育学研究院教育社会発展論分野准教授) 特集 「シティズンシップ教育を進める上で何を大切にするべきか?」 / 上田秀麿(早稲田大学教育学部 4 年生)

/向井健(松本大学総合経営学部専任講師)



18 歳選挙権実現。次の一手をどうするか。

待望の18歳選挙権が実現した。私 たちにとっては、シティズンシップ教 育前進の契機となる素晴らしい知らせ だったと思う。

18歳選挙権実現によって得られる メリットは、もちろん若い世代の母数 拡大によるシルバーデモクラシー回避 がある。しかし最大の効果は、やはり 文部科学省をシティズンシップ教育か ら逃げられなくしたことだろう。現行 の公立学校におけるシティズンシップ 教育とは、形骸化された生徒会活動や 入試問題に重点を置いた記憶型の政治 学習に留まっていた。しかしこれを機 に、全員参加型でより実践的なカリ キュラム (模擬投票等) が増えていく ことが期待できる。

さて、我々が考えるべきことは、次 の一手をどうするかである。欧州に 倣って 16 歳選挙権を求めていくこと も一つの手段だろう。16歳選挙権が 実現すれば、高校入学と同時に選挙権 が発生する生徒が出てくる。本来、選 挙権は学歴に関係なく平等に付与され るものなのだから、シティズンシップ 教育は義務教育過程で完結することが 望ましいと思う。

今回私は、ひとりの 18 歳の日本国 民として、18歳選挙権の次の一手と なる2つの政策を提示したい。

1つ目は首相公選制議論の再燃である。 首相は国民ではなく国会が選ぶと規 定する憲法 67 条を改正し、この国の トップを国民が直接選び出すのであ る。現行制度では与党の派閥争い等で 首相が決まってしまい、国民が政治的 疎外感を感じていることが、市民意識 を低下させていると言っても過言では ない。

皮肉なことだが、安倍政権が安保法 制を進めるにあたって若い世代の政治 的関心は一定の高まりを見せた。法制 の是非はともかく、若者世代が身近に 迫る命の危機を肌で実感したからだ。 このように、政治とは自分の生活にど れほど直接影響があるのかによって関 心の具合が決まってくるものだ。その ような視点に立ったとき、様々な政策 を決めるトップを国民が直接選ぶこと は、何より市民意識の向上につながる。

2つ目はベーシックインカムの導入 である。

先日、オランダのユトレヒト市が



中央大学法学部1年 森野宇宙

ベーシックインカムを2016年1月 から試験的に導入すると発表したが、 例えばこの政策を日本で実現するとな れば、全世代の国民から注目を集める ことになるだろう。ベーシックインカ ムとは全国民が世代や収入に関わら ず、無条件で毎月約12万円を政府か ら受け取れる夢の政策である。高齢世 代と若者世代の間で11倍にまで膨れ 上がった、公的支出の世代間格差是正 のためにも大きく寄与する政策であ る。ちなみに日本でも大改革とはなる が、やろうと思えば税収上は実現可能 なのである。

シティズンシップ教育の根源にある ものは、「自分が社会にどれほど役立っ ているか」という社会的有効感を、ど れだけ刺激することが出来るかという ことだと考える。そのためには、国民 一人ひとりがこの国の主役となる制度 が必要だ。18歳選挙権に続く「次の 制度改革案」を、早い段階で提示しな ければならないと感じている。

森野宇宙(minicosmo.nexus@gmail.com)



若者が社会への影響力を高める実践

~スウェーデンの高校の学生自治会の取り組み~

はじめに一問題意識と目的―

OECD (経済協力機構) が3年に 一度実施している PISA (国際学習到 達度調査)によると、15歳の日本の 生徒の学力はそれほど悪くはない。 2012年の調査結果によると、日本は 数学的リテラシーが7位、読解力が4 位、そして科学的リテラシーで4位 という結果であり、全体順位は7位 であった (OECD,2013)。一方、筆者 の住むスウェーデンの順位に目を通 すと、2006年時点で21位だった数 学的リテラシーが38位へ、読解力が 10位から37位へと転落し、全体順 位も大きく落ち込み37位である。実 際、PISAのスコアの墜落はスウェー デンのメディアでも大きく報道され、 スウェーデンの教育政策に大きな議論 をもたらした。PISA には様々な批判 があるものの、それでもいち国際機関 が「科学的」な手続きを経て実施した 調査で、このような結果が出たことは 確かだ。スウェーデンの生徒は日本の 生徒よりも成績が悪いのである。

一方でスウェーデンの若者の選挙投 票率は高くて有名である。2014年の 総選挙では18歳から29歳のスウェー デンの若者の投票率は81%にもおよ

他にもスウェーデンの若者の政治や 社会への関心の高さが伺える統計が、 若者白書 (Ungdomsstyrelsen,2013) により以下のように報告されている。

- ・18歳~25歳の若者の議員数は増 加傾向にある
- ・2012年の16歳から25歳の若者 の政治活動参加率は 71%
- ・40%の若者が自分の地域に影響を 与えることに興味があり、17% が政治家に意思表明する機会があ ると感じている
- ・16歳から25歳の若者の約40% が政治について話すことに関心が ある
- ・29% が月に数回知り合いと社会の 問題や政治について議論している

OECDのよりよい暮らし指標 (Better Life Index) でも、戦略国際 問題研究所 (CSIS) による世界若者 幸福度調査でも、市民参加の項目に

び、全世代の投票率85.8%と比べて
も大差はない (MUCF,2015)。興味深
いのは、スウェーデンの若者は何も選
挙投票率が高いだけでなく、政党の活
動、署名運動への参加度、政治や社会
に関する事柄に意識、全般的に高いの
でなる (丰 1)



ストックホルム大学 国際比較教育学修士課程 両角達平

着目するとスウェーデンと日本では 大きな開きがあることが確認できる (Morozumi,2014)_o

国際学力調査で「悪い」成績と評価 されたスウェーデンの若者たちには、 私たち日本人にはない何かがあるのだ ろうか。スウェーデンの若者の社会参 加が高いレベルにおいて実現している のはなぜであろうか。

理由のひとつには、スウェーデンを 始めとするヨーロッパ諸国の若者政策 の発展形成過程における、参画政策の 強調と実質的な現場における参画機会 の拡大があげられる。今回は、その 具体的な一つの実践事例として、ス ウェーデンの高校の生徒会組織を紹介 する。

事例紹介

スウェーデンには若者が社会に参加 するための様々な機会がある。学校、 学校外、地域、余暇活動、組織活動、 政党、メディア、などあらゆるチャン ネルにおいて若者が社会に関われる機 会が場所や施設だけでなく、人的にも 財政的にも多大な資力がある。今回は シティズンップ教育という観点から、 スウェーデンの学校における生徒会組

	日本	スウェーデン
若者の国政選挙の投票率	33.4% (20-29 歳)¹	79.5% (18-29 歳) ²
政党に加わっている若者の割合	1.4% (29 歳以下)3	9.6% (29 歳以下)3
社会現象が変えられると思う若者の割合	30.2% (13-29 歳) ⁴	43.4% (13-29 歳) ⁴
署名をしたことがある、またはするかも しれない若者の割合	27% (29 歳以下)3	73.7% (29 歳以下)³

表 1 1: 明るい選挙推進協会, 2: Ung Idag, 3: 世界価値観調査 2010-2014, 4: 内閣府子ども若者白書 (平成 26 年)

実践事例紹介:若者が社会への影響力を高める実践

織がどのように機能しているか紹介す る。なお、スウェーデンにはイギリス のようにシティズンップ教育を義務教 育課程において導入しておらず、社会 科の授業があるだけである。

スウェーデン学生自治会 (Sveriges Elevkårer)



スウェーデン学生自治会(Sveriges Elevkårer) は、スウェーデンの高校 の生徒会を束ねる団体である。団体の ミッションは、スウェーデンの生徒会 が学校でより良い時間をつくりだせる ように生徒会の活性化をすることであ る。具体的な目標は、

- ・生徒と生徒会のための権利基盤を 強化すること
- ・生徒が不当な成績を訴える権利を 活用できるようにすること
- ・物理的、精神的、社会的な生徒の 学校環境の改善

である。学生自治会のスタッフ、教 材、研修、資金、そしてプロジェクト によって、個々の生徒会の活性化を 行って上記の3つの優先事項の実現を 目指している。また、サッカーのサポー ターイベントから、政治について議論 する会まで様々なイベントを企画して いるが、どんなイベントでも「おもし ろ楽しく」することで、メンバーが学



年次大会の様子 出典:Sveriges Elevkårer ホームページ

生自治会に所属していることをかっこ よく感じることを大切にしているとい う (YEC,2014)。

例えば、今年の年次大会では現教育 大臣のグスタフ・フリードリンなどの 政治家を招いたが、昨年の総選挙の際 は、恒例の選挙ディベートの集会で政 治家を各学校に招待している。学生自 治会の代表であるマティアスは、学生 自治会が政治家をどのような存在だと 思っているかという質問に対して、

政治家は、学校であっても学校に限 らなくても、とても近い存在である。 しかし、生徒から見た政治家の印象 は、常に改善の余地がある。政治家 はよく校長や教師の話を聞くが、生 徒や学校内部のことには耳を傾けて いないことがある。それが学生自治 会の存在する意味でもある。

と述べていることからも、学生自治会 が生徒と政治をつなげる架け橋となっ ていることがよくわかる(YEC,2014)。

また生徒の研修は基本的には高校生 が対象だが、それとは別に中学生を対 象とした研修も事業も行なっている。 他にも、学校環境を改善するためのプ ロジェクトや、生徒の権利について教 えるワークショップ、これらに関する 書籍の出版も手掛けている。

各書籍は加盟生徒会に無料で配布さ

Hur du skapar opinion och påverkar skolan på riktigt

書籍:左から表題は 「意見の形成をして学校に影響を与える方法」 「より成功した学校へ

「すべての生徒会と学生自治会ができること」 出典:Sveriges Elevkårer ホームページ

れるほか、各学校の校長にも送られて いる。また、2014年の EU 選挙とス ウェーデン総選挙の際には、併せて各 学校で学校模擬選挙 (Skolval 2014) が実施された。その運営も、学生自治 会に加盟している生徒会の協力を経て 実施された。このようにして各地域の 生徒を研修し、エンパワメントするこ とによって最終的には、彼ら彼女ら自 身が学校や地域に「影響を与えられる ようにすること」を目的にしている。

組織の体制

スウェーデンの全国の高校の半数以 上の400の生徒会と、8,200人の個 人が学生自治会と関わっており、間 接的な関わりを含めれば実に18万人 の高校生が関わっていることになると いう (YEC,2014)。そのうち実際に学 生自治会に加盟している生徒会の数は 250で、活動している学生の数は約2 万人である。

年間の取引高は日本円で約3億 5600万円であり、そのうち88%は 政府からの補助金である。この補助金 で、事務所を借りて人を雇うことがで きる。ストックホルムの南に位置して いる本部事務所では今現在、フルタイ ムで働いている職員は45人であるが、 平均年齢は22歳でほとんどが高校の 元生徒会長である。高校卒業後、数年 間ここで働いた後には、大半が大学へ 進学するという。

スウェーデンの若者の半数がなんら かの組織活動に参加しているという統 計があるが、それを支えるのは大規模 な政府による若者団体への補助金制度 である (Morozumi,2014)。スウェー デン若者市民社会庁によると 2015 年

は、2億1200万スウェーデンクロー ナ(約30億円)が106の子ども・ 若者団体へ付与された。この補助金を 活用することで、事務所の運営や人を 雇ったりすることができる。

各学校の生徒会は、スウェーデン学 生自治会が得た補助金をもらって各々 の活動費に当てることができる。なか には会費を徴収して財政基盤を強化し ている生徒会もあるが、多くが Tシャ ツや学生帽を売ることで収入としてい る。得た収入は、個々の生徒会の利益 のためでなく会員、つまり学生の利益 になるために活用されなければない。



Elvira



Fuck Racism!

-ムページで販売されている ラエロバー・・ 学生帽とTシャツ

出典:Sveriges Elevkårer ホームページ

歴史

スウェーデン学生自治会の長い歴 史は、幾度となく繰り返された団体 の名称の変更の歴史を辿ることで紐 解いていくことができる。2012年 前までは SECO (スウェーデン中央 生徒会議:SECO (Sveriges Elevråds Centralorganisation 英 訳:Swedish Student Associations Central Organisation)であったが、現在は (Sveriges Elevkårer、 英 訳:Swedish Student Union)として活動している。

スウェーデン史上最初の学生組織 は、1862年のボラス市のかつてのス ベン・エリクソン校であった技術学校 にて結成された。今日のスウェーデ ン学生自治会は、1938年に結成され

た技術教育グラスヴェルクス学生協 会 (Technical Educational Glassverks Student Association) にその起源をた どることができる。団体の主な活動は、 ダンス会などの懇親会や学割サービス の提供などであった。

1952年、ストックホルム学生協会 により、SECO(スウェーデン学校生 徒会)が結成された。SECO は学生の、 成績評価を訴える権利などの法的措置 の保障を主な活動とした。また普通教 育の高校のためにも尽力し、義務で あった朝の礼拝を学生集会にするよう に働きかけた。

学生自治会が、より力を得ることに なった出来事のひとつに 1966 年のス ウェーデンでおきた教師によるストラ イキがあげられる。教師たちが、賃金 などの労働条件の改善を求めてストラ イキを起こし、高校の現場に教師がい なくなった。そこで、ストライキ中の 2週間の間は SECO などの生徒会の団 体の会員が教師となり、授業を教えた のだった。

生徒会と学生自治会の違い

ところでスウェーデン学生自治会 のホームページを眺めると、Elevråd (Student Council) と Elevkår (Student Union) を区別して明記していること がわかる。Elevråd は英語に直訳する と" student council" つまり、カウン シルなので諮問機関としての生徒会組 織である。クラスの単位の代表のなか から、選挙によって選ばれた生徒の代 表により構成される、所謂、伝統的な 「生徒会」である。多くの場合、生徒 会は学校の「一部」であり、教師は生 徒の声を聞くために、生徒会にアドバ

イスを聞きにいったりはするが、それ 以上のことは生徒会には求めないとい う (YEC,2014)。

スウェーデン学生自治会はその考え に賛成していない。Elevkår は英語に 直訳すると、" student body" であり、 自治会である。こちらは個々の生徒の 会員を組織基盤としているので、学校 の一部というより、産業別の労働組合 のような「高校生」で繋がった横の組 織であるということができる。事実、 学生自治会は学校から完全に独立して いるので、生徒が加盟するもしないも 自由なのである。学校の一部でも教師 の「諮問機関」でもないので、より学 生一人一人の権利を重視した活動に焦 点を当てることができるのである。「生 徒会」は、学校が設置する機関という 位置づけであり、教師主導の傾向があ るため、生徒の意見を聞いてもらえな いことがある。他方で、「学生自治会」 は生徒たち自身が会員の母体であるの で、自己組織化して学校に働きかける ことができる。上述した生徒会が「代 表制」であるのに対して、こちらはよ り直接民主主義的であると考えるの が、スウェーデン学生自治会である。 事実、スウェーデン学生自治会が出版 している書籍ではこのようなことを教 えている。

1969年に SECO は、これまでより 一層学生一人一人を重視し、学生自治 に重きを置いた方針にすることを決め た。同時に、伝統的な教授方法に反対 するキャンペーンを開始した。さらに その1年後には学校に相対評価制度 が導入され、これが過度の競争と生徒 の排除を生み出すとしてさらに大規模 な抗議運動を展開した。

実践事例紹介:若者が社会への影響力を高める実践

学生の社会への影響力を高めること

このような歴史的変遷を経て、今日のスウェーデン学生自治会にいたった。この長い歴史のなかで培ってきた、理念と方法によって学生個々の社会的影響力を高めてきた。実際に、スウェーデン学生自治会の発行している書籍に学生の影響力に関する書籍が多数ある(www.inflytandehandboken.se)。また、同団体のホームページによるとスウェーデンの教育法を、学生の影響力を保障することの根拠に求めていることがわかる。スウェーデン教育基本法第四章九項(Regeringskansliet,2010)は以下のように、明記している。

- ・生徒自身に関することについて は、常に情報が与えられ積極的な 学習の機会が提供され続けれなけ ればならない
- ・子ども・生徒への情報提供と影響 力のあり方は、年齢と発達に応じ たものとする
- ・生徒は、教育に対しての影響力とい う文脈において彼ら彼女らに関わる 事柄を主導できなければならない
- ・また生、徒の権利に関わる組織活動も同様に促進されなければならない

スウェーデンの若者政策の目標の一つにも若者が影響力への実質的なアクセスをもつこと(Ungdomsstyrelsen,2010)が盛り込まれている。察するに、学校に限らず社会のあらゆる機会において、若者が社会的な影響力を発揮する機会を保障することが、スウェーデンとしてのシティズンシップ教育の推進だといえるだろう。

おわりに

現在、筆者はストックホルム大学院 の国際比較教育課程に在籍している が、そこでスウェーデンの教師などに スウェーデンのシティズンップ教育に ついて何度か質問をしたことがある。 しかし、かえってくる返事はほとんど が口を揃えて「シティズンップ教育っ て何ですか?」なのである。シティズ ンップ教育が教科として導入されてい ないこともあるだろうが、どうもピン とこない人が大半なのである。そして シティズンシップ教育とは何か、その 目的について説明をすると結局、それ は「学校教育の中心的目標である」と 理解されるのである。スウェーデンの 学校教育の目的は、民主主義の基本的

な価値を、教師のみならず構成員である生徒や職員によって民主的な方法によって運営され、その結果として実社会における民主主義を機能させること、である(NPO法人 Rights,2010)。故に、スウェーデンの学校においては教科の内容としてシティズンシップや民主主義を教えるのみならず、あらゆる科目、校内の活動さらには学外において、一人一人の民主社会の構成員である構成者に参画の機会を包括的に保障している。このことは、日本のシティズンシップ教育の今後を考える上で参考になるであろう。

両角達平(poc1220@gmail.com)

参考文献

- Fokus 10:en analys av ungas inflytande. (2010). Stockholm:Ungdomsstyrelsen.
- OECD. (2013). PISA 2012 Results in Focus What 15-year-olds know and what they can do with what they know.
- do with what they know.

 Unga med attityd 2013 :Ungdomsstyrelsens attityd-och värderingsstudie. (2013). Stockholm:Ungdomsstyrelsen
- MUCF. (2105). Varje röst är viktig. Myndigheten för ungdoms-och civilsamhällesfrågor.
- Morozumi,T. (2015,November). Do young people want to participate in society? A comparative studies in Japan and Sweden. Stockholms universitet, Institute of Education.
- ◇ YEC (若者エンパワメント委員会). (2014). スウェーデン視察報告書 2014.
- Regeringskansliet. Skollag, Skollagen 4 kap 9 § (2010).
- ♦ Fokus 10:en analys av ungas inflytande. (2010). Stockholm: Ungdomsstyrelsen.
- ◇ NPO 法人 Rights. (2010). スウェーデン視察 ツアー報告書.

事例の意義を解説する「編集長の目」

「スウェーデン学生自治会」の取り組みのユニークさに感心する とともに、翻って日本における我々の、人々のつなぎ方や結びつ け方の思考や論理が、どうも硬直化しているではないかとも考え させられました。

PISA の順位が高いのに若者の投票率の低い日本と、PISA の順位は低いのに若者の投票率の高いスウェーデンの対比も絶妙で皮肉です。一見、「学力」と「投票率」は無関係であるように見えますが、よく読むとそこで論じられている学力の質が違います。つまりスウェーデンにおける学力(観)は、PISA コンピテンシーのさらにその先を行く、より「実践的な知」に結びついたものであるようです。その点に気づかせてくれる点でも、この論説はとても意義深いものであると思います。

水山光春(京都教育大学教育学部教授)

方や国土面積 45 万k㎡に、人口 968 万人、人口密度 21.4 人のスウェーデン(スウェーデン統計庁、2014)に対して、方や面積 38 万k㎡に人口 12800 万人、人口密度 340 人の日本(国土地理院、2014)。そもそも国民が支える国土の成り立ちにおいて、直接民主主義的なものを志向しようとするスウェーデンと、比較的に間接民主主義的なものを志向する日本には根本的な違いがありますが、そのことを前提としつつも、人々をどのようにつなぎとめ、結び、連帯させる仕組みを作るのかという点で、我々がスウェーデンから学ぶべきものは多いようです。

また、スウェーデンでは、直接民主主義的なものと間接民主主 義的なものの組み合わせ方がうまく考えられていて、それが若者 の意識や要求ともマッチしていることが、若者の社会参加意識を 促しているのだと言えそうです。論説を読ませていただいていて、

「育休世代」のジレンマ‐女性活用はなぜ失敗するのか? 中野円佳 著

なぜこれほどまでに現実が変わらないのか。いったい何年間、いや何十年間、 同じところで私たちは堂々巡りをしているのだろうか。「ワークライフバランス」 「ファミリーフレンドリー」と言葉は踊っても企業の"本丸"は揺ぎないのだと いう冷徹な事実をあらためて突きつけられ愕然とした。本書は「育休世代」、す なわち産休・育休制度や育児支援制度が一定程度整備されるようになって総合職 に就職した女性たちの多くが、それにもかかわらず会社を辞めてゆくのは、ある いは会社で十分に自らを生かせず悩みを抱えるのは、なぜなのかを明らかにしよ うとするもので、著者が育休中に書いた修士論文が元になっている。「1日も早 く自分に見えている世界を発信したい気持ち」で「やきもき」しながら書いたと 言うように本書には著者の熱い思いが抑えきれずに溢れ出ている。それだけに登 場する女性たちの語りの一つひとつに読者はかつての自分の怒りや悔しさや涙を 思い起さずにいられなくなる。著者自身を含め本書に登場するのは比較的高学歴 の「バリキャリ」女性たちであるが、だからこそ「男並み男女平等」を内面化す るほどに女性はジレンマを抱え込み、結果としてジェンダー秩序を補強してゆく ことになるという何とも辛い実態がリアルに示される。解決への出口はどこにあ るのだろうか?その手がかりの一つが「ケア」への視点である。「女性活躍」を 言うのなら男性たちの「女並み男女平等」の実践こそが追求されるべきであろう。

水俣から福島へ - 公害の経験を共有する 山田 真 著

森永ヒ素ミルク中毒事件(第1章)、水俣病(第2章)、広島・長崎の原爆(第 3章)、ビキニ環礁水爆実験(第4章)、そして東京電力福島第一原子力発電所事 故(第5章)と並ぶ本書を貫くキーワードは「受忍論」である。「国の政策のた めに国民は一定の犠牲は耐え忍ばねばならない」(まえがき)とする論理によっ て切り捨てられてゆく人びとの姿として、空襲被害者も、水俣病患者も、原発被 災地住民も著者には同じように見えると言うのである。東日本大震災後の原発に まつわる一連の出来事に対して、どうもどこかで見た風景のようで私は既視感を 覚えたのだが、その正体はこれだったのかと本書を通じて確認することができた。 これら事件のいくつか、とりわけ東京電力原発事故はまさに現在進行形であり、 歴史を現在にいかに生かすべきか、重い問いは読者に投げかけられている。とこ ろで、「受忍論」の横行において多大な「貢献」をしてきた専門家の記述は手痛 い事実であった。特に、それが被害者支援の局面でも発揮されるとの指摘は鋭い 点を突いている。著者が医者という専門家の一人でもあるだけに、また実際に様々 な支援活動にかかわってきただけに、問題の根深さを提起したものと読んだ。し かしそれでも著者は今も福島へ足を運び人びとの声を聴き、それを伝え一緒に考 え続けている。そしてこの行動の足跡を伝えることが「受忍論」への抵抗の一つ の道になりうるという信念のようなものが感じられた。眼前の風景をきちんと「見 る」ためにも我々は過去を知る必要がある、あらためてそう強く胸に刻んだ。

辻智子(tsujitomoko@edu.hokudai.ac.jp)



北海道大学 教育学研究院 教育社会発展論分野准教授 辻 智子



光文社 2014 年 全 349 頁 ISBN 978-4334038168



岩波書店 2014 年 ISBN 978-4000287265



シティズンシップ教育を進める上で 何を大切にするべきか?

学校づくりへの参加からはじまるシティズンシップ教育 〇~三者協議会の取り組み~

三者協議会との出会い

私が通っていた私立高校は、私の入学 年度前後にかけて校名変更・男女共学 化・校地移転・校則の厳格化(制服導入 や頭髪規定の制定)といった大改革をお こなった。このとき、在校生の理解を十 分に得ないまま進んだため、当時の生徒 会は話し合いを求めて抗議行動をおこ なった(東京新聞「生徒 450 人座り込 み」2006年4月18日付夕刊,E(11))。 改革がおこなわれた後も、生徒は頭髪検 査に対して「うちの学校らしくない」と 反発したり、制服のデザイン変更など学 校が決めたものに対する見直しを求めた りした。しかし、その話し合いは初めか ら結論が見えたものだったように感じら れ、生徒と教師の溝を埋める具体的な取 り組みはないまま、両者の微妙な緊張関 係のうちに体罰事件を迎え、表面化され た距離感を縮めるべく設置されたのが三 者協議会であった。

改革の過渡期に在学した私は、生徒会 役員として三者協議会設置の趣意書提出 をもって卒業し、三者協議会そのものは、 その後準備期間を経て2014年度より正 式に発足している。本稿では、私が「何 を大切に思って三者協議会の設置に取り 組んだのか」を紹介するとともに、三者 協議会の実践というシティズンシップ教 育の一つの在り方を皆様に紹介したい。

三者協議会とは

「三者協議会」についての明確な定義 はまだない。なぜかと言うと、それぞれ の実践校が自発的に始めた取り組みであ るため、その内実は多様であるからであ る。実践事例に共通するポイントをまと めて私の言葉で表現すれば、「生徒・教師・ 保護者の三者が、より良い学校を目指し て、学校生活等について意見交換・協議 をし、三者の相互理解・合意を図ってい く場」である。学校の教育活動に当ては めれば、特別活動の一環として位置づく ものであるが、これだけではイメージし にくいと思うので、ひとつひとつ解説し ていきたい。

まず、三者協議会の基本構成員は生徒・ 教師・保護者である。三者はそれぞれの 立場の代表として出席するため、生徒は 生徒会役員、教師は各校務分掌担当(教 務主任等)、保護者は PTA 役員が中心的 な参加者となることが一般的である。そ のため三者協議会は、生徒にとっての生 徒会活動、保護者にとっての PTA 活動 と位置付けられ、参加者の人数は各母体 の役職数(生徒会役員数、校務分掌数、 PTA 役員数)が反映されることが多い。 代表者以外は、三者ともオブザーバーと して傍聴・発言することが認められてお り、一部の実践校では三者協議会の教育 効果を期待して全校生徒参加型の三者協 議会を行う例もある。また、三者に地域 住民を加えた四者協議会、三者に理事会・ 同窓会・卒業生の保護者を加えた六者協 議会のスタイルを取る学校もあり、各校 の取り組みは多種多様で面白い。

次に、三者協議会の目的と、そこで話 し合われる議題について触れたい。三者 協議会は「より良い学校を目指して」開 催されると先に記した。三者協議会は、 生徒のワガママを聞く場ではなく、また 学校の取り組みを紹介する広報機関でも なく、保護者のクレーム窓口でもない。 三者協議会は、学校で"暮らす"生徒と 教師がその環境改善を目指して意見交 換・話し合いをする建設的な協議機関で ある。ここで言う「環境」には、施設整 備的な意味だけでなく学校内の様々な規



早稲田大学 教育学部 4 年生 上田秀麿

定、授業についても含んでいる。これに 保護者の「子ども・学校のため」という 言わば「親心」的な関与と、「辛口の友 人」的な関与が加わることによって初め て成立する営みである。時として、それ ぞれの取り組み姿勢について批判的な厳 しい意見が出ることはあるものの(例え ば、生徒が授業のつまらなさを理由に授 業中の携帯電話使用を説明すると、保護 者から学校に行く意味や費用を考えて欲 しいと問われる)、多くの実践校では三 者協議会運営上の規約やルールを設けて おり、特定個人を誹謗中傷する発言を禁 じるなど言論空間としての秩序を保って いる。また、三者協議会での議論をきっ かけに、三者それぞれで共通の課題解決 を目指して活動・協働することもあり、 そういった特徴を踏まえると討議よりも 熟議に近いと言えるだろう。

最後に議題についてであるが、三者協 議会では「学校生活等について」話し合 うとまとめた。学校生活に関する議論は、 生活指導に関すること・施設設備に関す ること・授業等に関することに大別する ことができる(浦野2006)。これらは 先に述べた学校生活を取り巻く「環境」 である。しかし、それらの議論は学外に 関連すること (通学時のマナーなど) も 多く、単に学校生活だけを議論するのに 留まらない。先に挙げた四者協議会はそ うした事情を反映したものでもあり、あ

る実践校ではここで言う三者協議会と 学外関連の議題を扱う地域住民向けの フォーラムの二本立てで行う例もある。 また、保護者から「登校日の増加」や「授 業参観日の増設」といった要求・提案が 実際に出されており、保護者と学校の関 係からも議題が設定されることを併記し ておく。

三者協議会の意義と効果

三者協議会は、先に述べたように環境 改善の取り組みである。学校という生徒 にとって身近な社会の環境改善に取り組 むことは生徒会活動の趣旨であり、その 意味で三者協議会は生徒会活動と重なる ところも多い。しかし、三者協議会には 教師集団が参加しているという点で、両 者は大きく異なる。

一般的な生徒会活動における教師の関 わりは、生徒会担当として配置された教 師のみであり、学校管理職や生徒会担当 以外の教師とともに活動したり話し合っ たりすることは少ない。しかし、学校と いう社会の環境改善にあたっては、教師 集団の存在を見逃すことはできず、生徒 はその声に耳を傾け意見を尊重すること が求められる。三者協議会実践校におい ても生徒会担当教師が中心であることに 変わりはないが、三者協議会によって生 徒は定期的に教師集団と顔を合わせ、よ り良い学校づくりに向けた意見交換や協 議をおこなう。このような対話を通じて 同じ社会に存在する他者(教師)との出 会いが導かれるとともに、民主的な手続 きを踏んで環境改善に取り組む姿勢を獲 得する。ここで言う出会いは「教える一 教わる」の関係ではなく、ともに学校に" 暮らす"他者の発見であり、ここでは対 等関係である。大人・教師の視点と子ど も・生徒の視点の違いから、意見の食い 違い・対立が起きることもあるが、三者 協議会は闘争ではなく環境改善活動であ るため、対立を乗り越え自分も他者も納

得して暮らすことができる状態を志向す る。そのため、それぞれの考え方の違い を尊重し、価値観や認識の一致点と相違 点を明らかにすることで、落としどころ を模索して折衷・妥協を図っていく(浦 野は、これを「賢く妥協する能力」と名 付けている)。

このように三者協議会への参加は、立 場的要求に留まらない熟議民主主義社会 を体験させる。また、そこでの折衷・妥 協を図る協議の過程を通じて、自分の思 い(個益)と他者の思い(公益)をめぐ る葛藤を抱えながら合意形成に関わる姿 勢を体得する。学校というミクロレベル での社会参画・熟議・環境改善に関わる 経験は、生徒にとって当事者意識を持ち やすく、また学校の意思決定に参画して いるという実感を得やすい。加えて、合 意形成に向けた日常的な活動(アンケー トの実施や事務局会議など) が必要であ り、学校生活そのものを通して恒常的に シティズンシップを育むことができる。 生徒会活動の形骸化が叫ばれる今日にお いては、三者協議会の実践によって生徒 会活動の本来的な性格が見出され、生徒 会活動の活性化に寄与することも期待さ れる。

何を大切にすべきか

三者協議会に期待されるシティズン シップの育成という側面は前章のとおり であるが、私はこのような学校運営への 生徒参加の可能性に期待する。冒頭で述 べた母校における生徒と教師の関係は、 生徒の学校に対する主体的な当事者意識 が対話の不足によって十分に発揮される 機会がなかったことに起因している。日 本の生徒会活動は戦後の特異な歴史を踏 まえて今日の形態に至っているが、18 歳選挙権の実現を受け、子どもの権利条 約が保障する意見表明権や、諸外国にお ける生徒の学校運営参画を分析すること で、その価値と位置付けを見直す時期へ

と差し掛かっている。

現在、市民性教育のための副教材作成 が文科省・総務省によって進められてい るが、市民性の涵養は授業内における仮 想的・擬似的参加でおこなわれるに留ま らず、学校という社会について考え、よ り良い学校を目指して話し合う体験的活 動も重要であろう。そのような学校での 参画体験をベースに、より大きな社会 (地域や市町村→都道府県→国→世界レ ベル)へ視野と関与を拡げていくことが、 シティズンシップの育成に効果的ではな いだろうか。

学校づくりへの参加は、子どもの「こ うしたら、もっと良い学校になるよね」 という純粋な願いや思いからはじまる。 しかし、子どもが声を上げるためには教 師や保護者の部分的なサポートが必要で ある。例えば、意見を言える場の雰囲気 づくりや発言の本意を導く質問を投げか けることが挙げられる。これまで学校づ くりに思いを述べた経験のない生徒に対 しては、飾らない率直な意見が言えるよ う少人数での話し合いをデザインするこ と等が考えられる。また、生徒の意見は 必ずしも合理的で整理されたものである とは限らないので、発言の表面部分だけ で「未熟」と評価せず、質問や助言によっ て真意を掘り起こしていくことが必要で ある。さらに、たとえ有意義な会になら なかったとしても生徒が再挑戦できる、 再考して核心をついた議論ができるよう 年数回の開催が求められる。

このような直接対話を繰り返すことで 生徒自身が成長するとともに、大人の子 ども観も変化し、当たり前に子どもの意 見を尊重する学校や社会が増えることを 願ってやまない。

上田秀麿(hidemaro.ueda@gmail.com)

--- 参考文献

◇ 浦野東洋一『学校改革に挑む』つなん出版



シティズンシップ教育を進める上で 何を大切にするべきか?

○ 当事者の地域参加と新たな公共圏域の再編成

声が大きくて、理路整然と話ができる人だけではなく、声が小さくても、 まとまっていなくても、重要なこと ばを発する人もいる。

(加藤哲夫『市民の日本語』ひつじ 書房新書、2002年)

1、はじめに

ときに「理路整然とした」綺麗なこ とばで、自らを装おうとしてしまいそ うになる時が、わたしにも、たびたび おとずれる。そんな時、2011年に亡 くなった加藤哲夫さん(せんだい・み やぎ NPO センター) の著書である 『市 民の日本語』を手に取ってみてみる。 冒頭に記したことばを見て、そして「声 が小さくても、まとまっていなくても」 本当に大事なことは何かを教えてくれ た人たちのことを思い巡らす。わたし にとって、その大事なことを教えてく れた出会いのひとつが、埼玉県さいた ま市にある社団法人「やどかりの里」 (以下、やどかりの里) の当事者メン バーであったように思う。

2、「やどかりの里」とは

やどかりの里は、精神障がいのある 人たちに対する地域福祉活動において 我が国で最も先駆的に取り組んだ民間 の福祉団体として知られている。やど かりの里の歴史は、精神科単科病院の 中で社会的入院(病状が良くなったに もかかわらず退院できずにいる患者の こと)を余儀なくされていた患者たち の退院要求に応えようと、専門家(ソー シャルワーカーや看護師)らが、従来 の援助方法を批判的に問い直し、精神 障がい者の社会復帰に向けたプロジェ クトを地域の中で開始したことがきっ かけである (1970年8月創設)。 そ うした経緯の中で、やどかりの里では、 当事者メンバーたちが自由に過ごすこ とのできる「居場所空間」を設け、そ の居場所を基点としながら、病いを抱 え、生きていくための知恵を学びあう 仲間づくりのための「自助グループ」 を組織した。こうした中で、やどかり の里は、人々の生を管理的・統制的に 扱う当該社会へのアンチ・テーゼとし ての「もうひとつの場」をつくろうと 試みた¹のであった。

しかしながら、アンチ・テーゼとしての場の構築は、当該社会を前提として、そうした当該社会のあり方を否定したところにのみ成り立つ場をつくることになる。それ故、同じ枠内に議論がとどまり、既存の枠組みや意味を転換することができない。やどかりの里でも、地域社会とのあいだに次第に意識の隔たりが生まれてしまっていった。そうした実践上の限界を乗り越えていく実践を試みたのが、1990年代後半以降の若手スタッフと当事者たちを主体とするやどかりの里の実践であった。そこでは、やどかりの里だけで生活を完結させる「空中浮遊都市」



松本大学 総合経営学部専任講師 向井 健

となっている現状から脱して、居場所 的な空間を活動の拠点として大事にし ながらも、他者や地域との協同を通し て誰もが暮らしやすい地域づくりを試 みていくことを目指していったのであ る。ここから対話と協同を通した新た な公共圏域の創造が始まっていったと いえよう。

3、届ける弁当のひとつひとつに願い をこめて~エンジュの事例をもとに~

(1) 地域との対話と協同の模索としてのエンジュの試み

1990年代以降、やどかりの里の実践をリードしたのは、地域課題を仕事にする「仕事おこし」の取り組みであった。現在、やどかりの里では、地域の課題に対応した仕事おこしが数多く生まれているが、地域の高齢者を主たる対象とした食事宅配に取り組む事業所である「エンジュ」は、そうしたやどかりの里の新しい活動をリードする代表格であろう。

2004年、エンジュでは、エンジュ 弁当利用者を対象とする"状態調査" を実施することになった。普段、弁当

を届けている利用者の方のことを良く 知って、これからの事業のあり方を考 えたいという思いからであった。この "状態調査"とは、農業経済学者であ る鈴木文熹氏(南信州地域問題研究所) によって提唱された調査手法である。² 言うなれば、話し手自身の必要が何か を聞き手自身が洞察していくことに目 的が置かれた聞き書き的な調査といえ よう。エンジュの人たちは、許可を得 た弁当利用者 20 名 (50~90 歳代) の方の自宅を訪ねて、じっくりと話に 耳を傾けていくことにした。

その状態調査は、エンジュの人た ちに大きな影響を与えることになっ た。状態調査を通して話し合われたこ とは、単に配食サービス事業者-消費 者の関係を越えて、弁当利用者の人た ちが背負ってきたものへ向けられてい く。戦争・障がい・疾患の経験をして きた弁当利用者の人生史にふれること は、当事者メンバーにとってみれば 「(自分たちだけではない) 大変な思い をして生きている」他者の存在の発見 にほかならなかった。そうした弁当利 用者の姿への共感が起こり、そして、 同じように「生きづらさ」を抱えてき た自分たちだからこそできることは何 だろうか、という感情がじわじわと湧 きあがっていった。

(2) エンジュで働く小林智之さんの事 例から

エンジュにおいて、食器洗いや宅配 等の業務を担当する小林智之さん(仮 名・40 代男性) もそのひとりである。 小林さんは 20 代で統合失調症を発症 するが、一般企業への就職も諦めきれ ず、十数社にわたり転職を繰り返して きた。一般企業での職場経験の中では、 上司・同僚からのいじめを幾度も経験 した。そしてエンジュにたどり着く頃 には「パンク寸前」だった。知り合い のワーカーに誘われてエンジュに来た 当初は、ここでの仕事は「淡々と自分 の役割分担をこなしていけば」と思っ ていたようであった。

しかし、その小林さんが、日常業務 である戸別宅配や状態調査などを経 て、だんだんと働き方を変えていく。 自分たちの弁当宅配の業務が高齢者の 生活にどのように位置づいているか (「決まった時間での宅配訪問が服薬等 の生活リズムを作り出している」「配 達時の会話が生活のハリになってい る」)を学び取り、他者への想像力を 働かせながら、自分だからこそできる ことは何かを考え、工夫してエンジュ の仕事に取り組むようになっていっ た。(「弁当利用者の方には低血糖の方 や糖尿病の方もいる。その方はお薬を 飲むのに弁当が食べられないと服薬で きない。時間通り服薬をするために 12時迄には何とか届けたいと思って いるんですよ。お腹がすく時間でもあ りますしね。だから、弁当の配食は、"時 間が命"というか。効率的な宅配ルー トを考えるために、時間を計ってやっ たこともありますしね。」)

現在では、小林さんは、エンジュの 仲間からも、地域の人たちからも「な くてはならない存在」になっている。 その小林さんが、わたしに対して、エ ンジュでの仕事は「人の命を支える仕 事」なのだ、と語ってくれた。それ は、自分のしている仕事がどのように 高齢者の人たちの生活を支えているの か実感の中から発せられたことばなの だろう。統合失調症を発症して職場仲 間との関係を築くことに苦労をしてき た小林さんのことばであることを思う とき、こころが揺さぶられる思いがし たのであった。

4、エンジュの実践から得られる示唆

こうしたエンジュの実践からは、自 分らしくいられる場所を取戻し、自己 への自信と尊厳を取り戻していく「自 己快復のプロセス」が、他者とともに 暮らしの課題解決に向けて関係を編み 直していく公共圏域の再編成に向けた 「参加のプロセス」と関連しつつ展開 している様子が読み取れる。ともすれ ば、シチズンシップといえば、生活基 盤の安定した人たちによっておこなわ れる政治的なアクションを想定しがち である。しかしながら、様々な「生き づらさ」を抱えた人たちも、同じよう に傷ついた他者への想像力を働かせな がら、自らの主体性を行使することが ある。彼らの声がたとえ小さかったと しても、まとまっていなかったとして も、誰もが社会を創る主体になりうる。 誰かの声の奥底に潜む「切実な願い」 を聴きあいながら、新たな公共圏域の ビジョンを立ち上げていくことができ たらと思っている。

> 向井健 (address@sample.com) ------ 注釈

¹ 谷中輝雄『生活支援』やどかり出版、1996年。 状態調査は、保健師や自治体職員の力量形成、 地域復興計画づくりなどでも用いられてい る。詳しくは、『住民と自治』(2007年7月号) などを参照のこと。



【イベント関西情報】J-CEFクロストークvol.5

「執筆メンバーにきく!主権者教育の副読本をどう活用するか?」

〈東日本会場〉

■日 時:2015年12月6日(日)11時~17時

■場 所:東洋大学

■講師:黒崎洋介さん(神奈川県立湘南台高校) 林大介さん(東洋大学,模擬選挙推進ネットワーク) 原田謙介さん(YouthCreate)

〈西日本会場〉

■日 時:2016年1月23日(土)11時~17時

■場 所:京都市中京青少年活動センター

■講師: 黒崎洋介さん(神奈川県立湘南台高校) 林 大介さん(東洋大学,模擬選挙推進ネットワーク) 原田謙介さん (YouthCreate) (予定)

【開催予告】第3回「シティズンシップ教育ミーティング」

■日 時:2016年3月19日(土)13時~20日(日)17時 1日目:オープニング、全体会、交流会

*この日の午前中に会員総会を開催いたします。

2日目:自由発表や授業体験会、分科会、クロージング

■場 所:立教大学 池袋キャンパス 太刀川記念館ほか(東京都豊島区)

■全体会テーマ:「いま、改めて民主主義を教えるとは?」

■定 員:100名

■参加費: J-CEF 会員 3000 円、非会員 5000 円、

学生(会員・非会員一律)1000円、高校生以下無料

■主 催:日本シティズンシップ教育フォーラム

■共 催:立教大学大学院

21世紀社会デザイン研究科・社会デザイン研究所(予定)

【定期開催中】J-CEF スタディ・スタヂオ

関西地域でもシティズンシップ教育の実践や研究に取り組まれている方、興味関心を持たれている方が集って学びあう場をつくっていきたいと考え、今年の7月より毎月第1水曜夜,19時~21時に「J-CEF スタディ・スタヂオ」を開催しています。J-CEF 会員の方は無料でご参加いただけます。各回の内容は、メーリングリスト等にてお知らせいたしますので、ふるってご参加ください。

〈2 会場共通〉

■定 員:30名(先着順) ■参加費:J-CEF 会員 無料、 非会員 2000円

■主 催:日本シティズンシップ教育フォーラム

■申 込:J-CEF ウェブサイト

(http://jcef.jp) をご参照ください。



J-CEF ダイアログ・キャンプ vol.1「学校での主権者教育 を巡る現場での不安や懸念、 払拭するには?」にて

J-CEF NEWS

no.8 2015 AUTUMN

> **発行** 2015年10月

柵来 日本シティズンシップ教育フォーラム(J-CEF)

> 〒 661-0965 兵庫県尼崎市次屋 1-2-20 ハイツアメニティ 2-203 tel.070-6506-0369 e-mail info@jcef.jp

> > **定価** 会員無料